

土浦・阿見都市計画、石岡都市計画及び小美玉都市計画下水道を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により付議する。

平成25年12月24日

茨城県知事 橋本 昌

土浦・阿見都市計画、石岡都市計画及び小美玉都市計画下水道の変更（茨城県決定）

土浦・阿見都市計画、石岡都市計画及び小美玉都市計画下水道を次のように変更する。

土浦・阿見都市計画、石岡都市計画及び小美玉都市計画下水道霞ヶ浦湖北流域下水道「4. その他の施設」中霞ヶ浦浄化センターを次のように変更する。

4. その他の施設

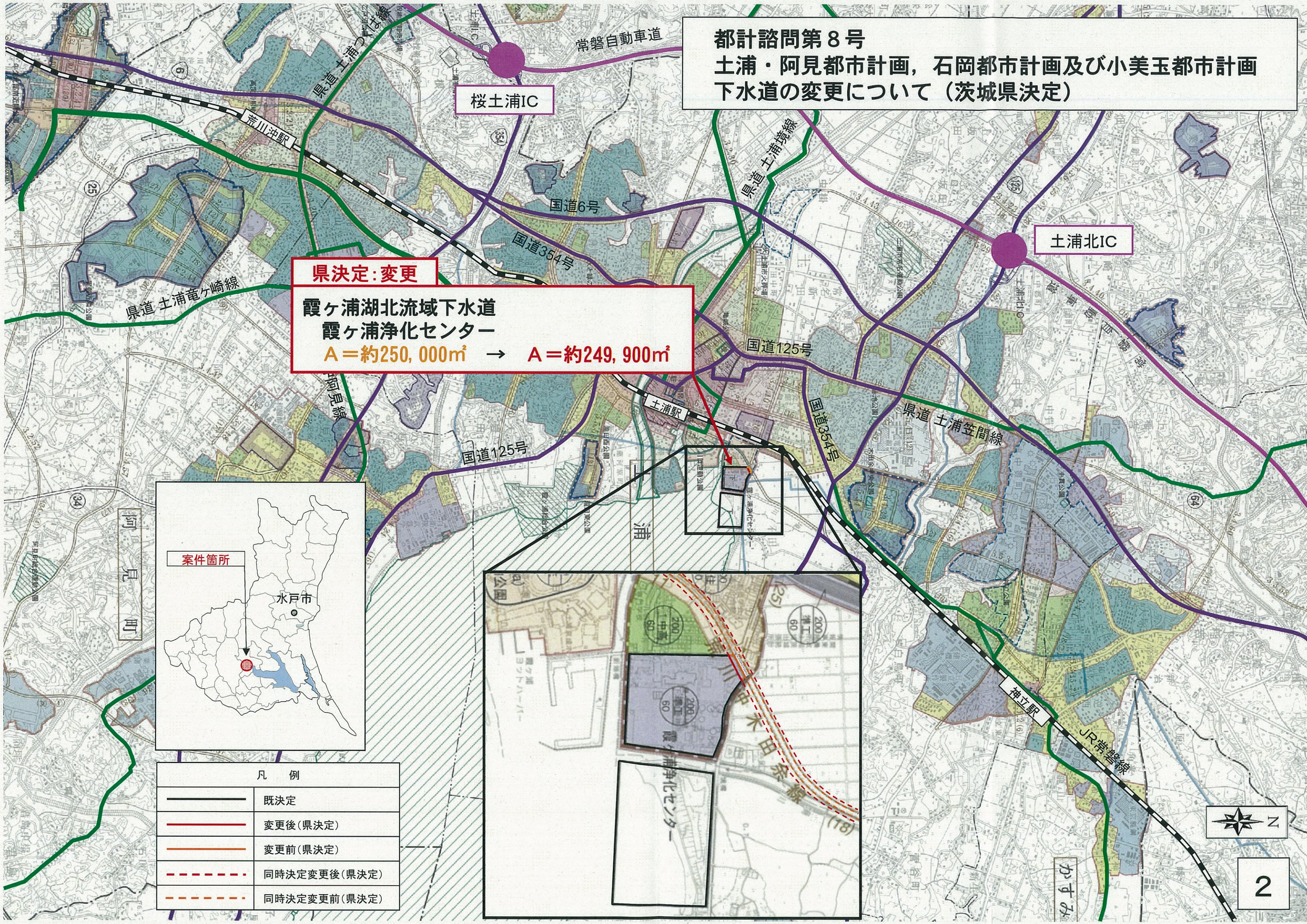
内 訳	位 置	備 考
霞ヶ浦 浄化センター	土浦市湖北二丁目	約 249,900 m ²

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

霞ヶ浦浄化センターの区域について、当センターに隣接する都市計画道路荒川沖木田余線を4車線に拡幅する都市計画変更に伴い、本案のとおり変更する。

都計諮問第8号
土浦・阿見都市計画，石岡都市計画及び小美玉都市計画
下水道の変更について（茨城県決定）



県決定:変更
霞ヶ浦湖北流域下水道
霞ヶ浦浄化センター
A = 約250,000㎡ → A = 約249,900㎡



凡 例	
	既決定
	変更後(県決定)
	変更前(県決定)
	同時決定変更後(県決定)
	同時決定変更前(県決定)

